

教育バウチャー制度Q&A

○教育バウチャー制度そのものについて

Q バウチャーとは何ですか？

A バウチャーとは、公的な予算（補助金）を事業者に配分する方法のひとつです。公的な予算を、従来ありがちだったように、サービスを供給する側の基準（在籍する先生の数、保有する教室の数など）ではなく、サービスを需要する側の基準（入学した生徒・学生の数など）に基づいて配分する方法が、バウチャーです。典型的なバウチャーは、政府が国民にクーポン券を発行し、集めたクーポン券の数に比例した額の補助金を事業者に支給する方法です。バウチャーには、券を発行しない方法もあります（厚生労働省の「教育訓練給付金制度」など）。

バウチャーは、従来の供給側の基準に基づく予算配分と比較して、事業者間の健全な競争を促し、限られた予算で、国民がより良いサービスを享受できる制度であるものと期待されています。

Q 教育バウチャー制度とはなんですか？

A 機関補助といわれる、入学した生徒の数を主要な要素としつつも、定員充足率・教室数・教員数等を考慮して教育機関に補助金を出す現状の方式を改め、入学した子供の数に応じて教育機関に補助金を出す方法です。

つまり、学校教育機関への補助金等の公費支出に関する配分の方法を変えるということなのです。

Q 教育バウチャー制度を導入すると、何が変わるのですか？

A 学校には設置主体によって大きく公立と私立とがありますが、両者に支出されている公費の額は、著しく異なっています（公私格差といいます）。教育バウチャー制度を導入することによって、補助金は学校に入学する子供の数に応じて配分されるので、公私格差は理論的になくなります（イコールフットィングといいます）。

また、学校に入学する子供の数に応じて補助金が配分されますので、学校間の競争が生まれることとなります。この競争を通じて教育内容が向上することが期待されます。

さらに、教育バウチャー制度は学校選択制と表裏一体ですので、子供は、自らの通いたい学校を自ら選択することができることとなります。このこ

とにより、学校に対する子供の満足度が高まることになると期待されます。
その他、国家・地方財政面への効果等もあります。

Q なぜ今教育バウチャー制度が取りざたされているのですか？

A 子供は教育を受ける権利を憲法上保障されており、学校教育は、子供のこの権利を充足するために行われるものです。とすれば、学校教育において、子供は一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習を自ら選択する権利をもまた有しているというべきでありましょう。

しかしこの点、学校教育においては従来、教育内容を決定するのは常に教育を施す側の意向であり、そこに教育を受ける側の意向が斟酌されることはほとんどありませんでした。この間、公教育には、学力の低下、人間力の低下、生きる力の低下、大学の国際競争力の停滞など、多くの課題が発生しました。

そんな中、構造改革の文脈の中で、教育についても、教育を施す者中心の構造から教育を受ける者中心の構造への構造改革が企図されました。その具体的手法の一つとして取り上げられたのが教育バウチャー制度であり、現安倍政権においても主要な政策のひとつと目されているものなのです。

Q 教育バウチャー制度はエリート教育を目的にしているといわれていますが、本当ですか？

A 教育バウチャー制度は、エリート教育を目的にする制度ではありません。むしろ、諸外国では、貧困層やドロップアウトの子供たちの学力を少しでも引き上げるために導入されている制度です。公教育の真の役割は、弱い立場の子供を守ることにあります。そして、教育バウチャー制度は、弱い立場の子供を守るために、まさに有効な手法なのです。

例えば、障害があるとか、外国出身で日本語がうまく使えないとか、あるいは家庭に問題があるとか、そういったさまざまな弱い立場の子がありえますが、そういう子供を受け入れてくれるなら、通常の子供、手のかからない子供の3倍とか5倍とか、あるいは、障害の程度が重かったら100倍の補助金を支給することも制度設計上可能です。つまり、入学する子供の特性に応じて、きめ細かく補助金額を調整できる——これは、現状の機関補助にはない、教育バウチャー制度の最大の利点といえます。

Q 教育関係者には反対の人が多いようですが、なぜですか？

A 教育バウチャー制度自体がまだよく分からない制度だということで、な

なんとなく不安だから、なんとなく反対という方が多いのではないのでしょうか。

そもそも、教育というものは子供のためにあります。子供をはじめとする国民には、教育を受ける権利があるのです。他方で、教育は明日の主権者を育成するための公共事業であるということももちろん言われています。しかし、そのような教育の公共的目的を達成するためには、子供が学校に行って得した、幸せになったと思えることが必要だと我々は考えます。この、教育バウチャー制度そして表裏としてある学校選択制は、学校が全体で切磋琢磨し、そして子供を幸せにしましょうという理念をもった制度なのです。

Q 生徒が集まらない学校はどうなるのですか？

A 生徒が集まらない学校は、利用者の支持を得られていないということで、退場してもらうということが原則になると思います。もちろん、過疎地など、特殊事情を別途考慮することは当然です。

Q 生徒の集まらない学校の教員はどうなるのですか？ 全員失業ですか？

A 生徒が集まらない学校ということと、教員個人の教育能力の問題とは区別して考えなければなりません。全員失業ということはありえないことです。学校がなくなっても、廃校になった学校の生徒は、どこか別の学校に行くことになるからです。つまり、そこで教員の需要はできるわけです。能力ある教員ほど再就職（又は職場異動）のチャンスはできるというよいでしょう。

Q 地方に行くと、学校自体がひとつしかなく、学校選択ができないというところもあります。教育バウチャーは都会でしか機能しないではありませんか？

A 過疎の地域については、確かに地元では学校を選択しようがないというところもあると思います。その場合でも、ひとつしかない地元の学校に通うか、それとも隣町や隣県の学校に（引越しや下宿住まいをしてでも）通うか、という選択はありえます。

また、過疎の地域については、とくに義務教育制度を維持するため学校を存続しなければならないという現実の要請もあるでしょう。こういった特殊事情については——教育バウチャー制度の中に取り込むか別の制度にするかは議論の余地がありますが——、別途きちんと公的に手当てをしなければならないと考えます。学習障害のある子供の受け入れなどについて

も同様に、別途公的な手当が必要と考えます。

Q 近くの学校に行かれなくなって、子供が不便をするのではないか、教育の機会が奪われるのではないか、心配です。

A それは、近くの学校へ通うか、遠くても内容のいい学校へ通うかという選択の問題です。教育バウチャー制度が導入されれば、子供や親は、それを選択することができるわけです。学校を選択する際の考慮要素のひとつに、通学距離というものも位置づけられます。

この点については、子供の通学のために親が努力することは親の務めであると言うことが、一方で可能です。他方で、学校側も、児童・生徒・学生の確保へ向けて切磋琢磨する過程で、必要に応じ通学バスを用意する等の対処もありうるのではないのでしょうか。

Q 教育バウチャー制度は、本当に効果があるのですか？ 外国でも効果をあげている例がないようですが？

A 教育バウチャー制度は日本でこれから導入しようとしている全く新しい制度ですので、その実証的効果については、実のところは未知数です。ただ、科学的にその効果を推定することは可能と考えます。諸外国で導入の事例があるので、その効果を実証的に研究した論文等を素材に、日本で導入した場合の効果をシミュレートすればよいのです。

この点、外国においても効果があがっていないというのは全くの誤解です。例えば、シカゴでは昔からある種のバウチャー制を導入していますが、学力の低い層については、高校でのドロップアウトが減ったという実証データがあります。外国でも効果をあげている例がないというのは、事実と反します。

○本提言書に固有の論点について

Q なぜ義務教育からはじめようとするのですか？

A この教育バウチャー制度については、現在のところ、残念ながら必ずしも国民の多数の賛同を得られているという状況ではありません。教育関係者の中にも教育バウチャー制度に対する抵抗は根強いものがあります。世の識者の多くは、このような抵抗に配慮し、比較的抵抗が強くないと思われる保育・幼稚園段階、又は高等学校段階で始めようと主張しています。

しかし、教育の根幹はなんといっても義務教育段階、特に小学校です。子供の学力差が高校段階に比べてまだついていないこの段階に教育バウチャー制度を導入するのが正しい筋道であると私たちは信じています。

Q 私立学校には義務教育段階でも定員がありますが、この教育バウチャー制度と入学者選抜との関係はどうなりますか？

A 現在は、公立学校よりも私立学校の方が評価が高いのが一般的傾向です。とすると、教育バウチャー制度の導入によって、私立学校への志願者が増えるということは十分想定されます。その場合、私立学校には定員がありますので、定員以上受け入れることはできません。今のところ、定員制度を撤廃するということまで踏み込んで考えておりませんので、結局、私立学校を志願したけれども、選抜の結果やむなく公立学校に通わざるを得ないという子供は、残念ながら出てきうることになります。

しかし、いったん私立学校に目を向けた親からは、やむなく通うその公立学校に対して、あの私立学校はこうしているからこういうことをして欲しいという要望が出てくるのが期待されます。そして、その要望を受けて学校の切磋琢磨、学校間の競争が起こって、その過程で教育内容が上がっていくということが期待されます。これも教育バウチャー制度の効果といえると考えます。

Q この教育バウチャー制度導入に当たって、新たな財源措置は必要となるのですか？ なるとしたらどれくらいの規模なのでしょう？

A 新たな財源措置は必要ないと考えています。公的に出されている財源の中の 80~90%を使えば十分制度として成り立ちます。財源措置どころか、国家財政はプラス（支出削減）になると考えています。

Q この提言書では、都道府県と市町村と2パターンの導入例が検討されていますが、どちらをより望ましいと考えているのですか？

A 現状、公立の小中学校については、大部分が市町村立です。つまり、予算面は市町村が握っているわけです。これに対して、私立の小中学校は認可権を都道府県が持っていて、市町村は直接の関係がないという制度設計になっています。我々としては、我々としての意見を申し述べるよりも、行政上どちらを選ぶのがより都合がいいかということを経営側が考えればよいと思ひまして、ふたつの案を併記しているわけです。

強いてどちらかということをお願いするならば、一般論としては、より広域の方が望ましいのではないのでしょうか。子供がより広く移動でき、その結果、選択の幅もより広がるといえるからです。

また、県をまたがって通う子供も出てくると思われませんが、現状でもそのような子供はたくさんいます。それに対応するため、県では、学校のあるところがその学校の経費を補助するという事になっています。その学校に子供がどこから通っているかは、現状でもすでに問題にしているのです。教育バウチャー制度の場合もこれと同様に、どの県の学校に在籍しているかという人数を基準にすることはなんら問題ないと思ひます。

Q 教育バウチャー制度の導入によって私立への補助が増えると、親が負担する授業料等は減ることになるのでしょうか？ また、公立ではどうなるのでしょうか？

A ご指摘のとおり、教育バウチャー制度の導入によって私立への補助が増えると、親が負担する授業料等は減ることが期待されます。

これに対し、公立は補助金が減る分授業料に転嫁されるのではないかと考えられますので、この点について短期的には激変緩和措置を考慮する必要があります。また、長期的には、補助金減少による収入減を授業料に転嫁しない経営努力も公立校には期待されます。私どもの試算では、現状の公費を最大30%程度まで削減したとしても、適正な学校経営は十分成り立ちます。

なお、公立学校における義務教育の無償制は、当然のことながら維持します。これは憲法上の要請であって、教育バウチャー制度を導入するか否かといった補助金の配分方法とは別次元の問題だからです。

Q 今回の教育バウチャー制度の提言において、フリースクール等の民間教育機関は対象とならないのでしょうか？

A 学習障害児や不登校児などに対する教育では、少人数教育よりも、専門のプロによる指導が効果的だといわれています。その意味で、こういった子供に対する教育を専門とする民間教育期間は、今後ますますその存在感

と重要性とを増していくものと考えられます。こういった民間教育機関を含めた、広い意味での教育機関全体を教育バウチャー制度で等しくカバーすることは、ひとつの理想形であり、将来的には目指すべき方向性であると私たちも考えています。

ただ、このたびの提言書は、理念と原則論を示すことに重点を置きましたので、学校（いわゆる一条校）のみを対象としております。今後段階をおって、民間教育機関についても対象とするよう、範囲を広げた提言を行ってまいりたいと考えています。

Q 今後、どうやって支持を広げていかれるおつもりですか？ 私立学校（学校法人）の人たちも必ずしも賛成していないようですが。

A 教育バウチャー制度の導入によって、公私格差が是正され、理論的には私立学校に対する補助金額は増えることとなります。このことを十分学校法人の皆さんにも情報提供し、支持を得てまいりたいと考えています。

また、現安倍政権も教育バウチャーに関心を持っておられますので、折に触れ情報提供をし、実際の導入に向け、働きかけてまいりたいと考えています。

以上

（学校設置会社連盟主催「教育バウチャー早期実現研修会」（2006/10/2）における質疑応答をもとに作成）